定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	4.6	0.25	2.7	0.03

ロ　当該特定原動機をディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

ハ　当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

五　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態にある特定原動機の排気管内にプローブを60cm程度挿入して測定したものとし、それが困難な特定原動機については、外気の混入を防止する措置を講じた上で測定するものとする。）及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については１％を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。

六　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

第三条中「告示」を「細目告示」に改める。

第四条中「原動機を」を「特定原動機を」に改める。

第六条中「装置」の下に「（以下「特定装置」という。）」を加え、「告示」を「細目告示」に改める。

第七条第１項第１号中「その原動機」を「当該特定原動機」に、「無負荷運転している際に」を「無負荷運転している状態で発生し」に、「測定したものとする」を「測定するものとする」に改め、同項第二号中「告示」を「細目告示」に、「その原動機」を「当該特定原動機」に、「なる状態。」を「なる状態」に、「より当該特定原動機」を「から発生し、当該特定特殊自動車」に、「次の表の左欄に掲げる特定特殊自動車の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値」を「25％」に改め、表を削る。

第十一条中「規則附則第４条第１項の日」を「規則附則第４条第１項の告示で定める日」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（基準適合表示及び少数特例表示に関する経過措置）

第19条　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「改正規則」という。）附則第２条第３項の規定による基準適合表示及び少数特例表示の適用関係の整理のため必要な事項は、次のとおりとする。

一　軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車のうち第14条第１項の規定によるものであって、その搭載される型式指定特定原動機がこの告示による改正前の特定原動機技術基準又は第12条第１項若しくは第13条の規定に適合するものについて、法第12条第１項の規定により付することができる基準適合表示は、規則第16条第１項第２号の規定にかかわらず、規則様式第８に定める表示とする。

二　軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち法第12条第２項に規定する道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行したものであって、第13条の規定に適合するものについて、法第12条第２項の規定により付することができる基準適合表示は、規則第16条第１項第２号の規定にかかわらず、規則様式第８に定める表示とする。（改正規則附則第２条第２項第２号に規定するものを除く。）

三　軽油を燃料とする少数生産車のうち改正規則附則第３条又は第16条の規定により承認を受けたものについて、法第12条第３項の規定により付することのできる少数特例表示は、規則第20条第１項第２号の規定にかかわらず、規則様式第15に定める表示とする。

（継続生産車の少数特例適用日）

第20条　改正規則附則第３条の告示で定める日は、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じた特定原動機を備える特定特殊自動車の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日とする。

定格出力	適用日
19kW以上37kW未満	平成25年10月１日
37kW以上56kW未満	平成25年10月１日
56kW以上75kW未満	平成24年10月１日
75kW以上130kW未満	平成24年10月１日
130kW以上560kW未満	平成23年10月１日

第十条中「規則附則第３条の日」を「規則附則第３条の告示で定める日」に改め、同条を第十七条とする。

第九条を第十条とし、同条の次に次の六条を加える。

（少数特例表示の様式の細目）

第11条　規則第20条第１項第２号に規定する各様式に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、次のとおりとする。

一　同号イに規定する様式第15の２に表示する年は、2006年とする。

二　同号ロに規定する様式第15の３に表示する年は、2011年とする。

（特定原動機技術基準の適用関係）

第12条　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入される特定原動機（以下「輸入特定原動機」という。）にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定原動機の適用日）前に主務大臣からその型式について指定を受け、かつ、次の各号に掲げる条件に適合する場合に限り、型式指定特定原動機とすることができる。なお、この条において「改正前ディーゼル特定原動機８モード法」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第197号）による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車８モード法を準用するものとし、この場合において、同別添中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。ただし、測定装置については、細目告示別添43「ディーゼル特定自動車排出ガスの測定方法」の規定を適用することができるものとする。

定格出力	適用日	輸入特定原動機の適用日
19kW以上37kW未満	平成25年10月１日	平成27年９月１日
37kW以上56kW未満	平成25年10月１日	平成26年11月１日
56kW以上75kW未満	平成24年10月１日	平成26年４月１日
75kW以上130kW未満	平成24年10月１日	平成25年11月１日
130kW以上560kW未満	平成23年10月１日	平成25年４月１日